

## 学校伝染病による出席停止

(1) 予防すべき伝染病にかかった場合、もしくはかかっている疑いがある場合は、本人の休養と他人への感染を防ぐため、登校できない（出席停止により休んだ期間は欠席扱いにならないが、医師の診断を受けること）。新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合は、速やかに副校長又は養護教諭まで連絡すること。

（次のいずれかの場合）

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強い倦怠感、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・同居の家族の中に新型コロナウイルスに感染又は疑いのある者がいる場合
- ・生徒が濃厚接触者である旨を把握した場合

(2) 新型コロナウイルス感染症以外の感染症にかかっていることが分かった場合にも、速やかに担任まで連絡すること。

(3) 出席停止の期間は、感染の恐れがないと医師から認められるまでとする。医師の許可を得てから登校すること。

(4) 再登校する際、生徒手帳最終ページに綴り込まれている「学校感染症による連絡届」に保護者が記入・サインし、担任に提出する。

※病気の状況により、医師の証明書を提出してもらうことがある。

\* 学校伝染病の主なもの

新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核、その他の伝染病